

立川市公衆喫煙所設置等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公衆用の喫煙場所（以下「公衆喫煙所」という。）の設置に係る費用及び維持管理に係る費用の一部を市が助成することにより、公衆喫煙所の整備を推進し、喫煙者と非喫煙者が共存でき、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、国、地方公共団体その他の公共団体又はこれに準ずる団体以外の者であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に存する土地又は建物を所有し、又は使用する者で、第6条第1項の規定による助成金の交付申請の日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度分の市区町村民税（申請しようとする者が法人である場合にあっては申告の完了した直近の法人住民税）及び国民健康保険料（申請しようとする者が法人である場合を除く。）（以下「市税等」という。）を滞納していない者
- (2) 前号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(助成対象となる公衆喫煙所)

第3条 公衆喫煙所の設置の助成対象となる公衆喫煙所は市内に設置するもので、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 広く一般に開放し、かつ、無料で利用できること。
- (2) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこ（喫煙用として供されるものに限る。以下「製造たばこ」という。）及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品（以下「製造たばこ代用品」という。）による喫煙を対象としていること。ただし、当該公衆喫煙所において使用することのできる製造たばこ及び製造たばこ代用品を限定している場合を除く。
- (3) 公道又は立川駅前歩道立体化計画（平成20年3月14日市長決定）に定めるデッキ（以下「デッキ」という。）に面した土地又は建物に設置されたものであつて、かつ、立川市安全で快適な生活環境を確保するための喫煙制限条例（平成19年立川市条例第73号）第6条第1項に規定する特定地区のうち別に定める地区の区域内又は同区域に接する場所に設置されるものであること。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (4) 環境の美化及び受動喫煙の防止に十分配慮した場所に設置すること。
 - (5) おおむね1日8時間以上、かつ、週5日以上運営すること。
 - (6) 公衆喫煙所の種別は、屋内型、屋外閉鎖型及び屋外開放型とし、それぞれ別表第1に定める要件を満たした設備を有していること。
 - (7) 公衆喫煙所を運営する日においては1日1回以上の清掃等を行い、適切な管理を実施すること。
 - (8) 火災等の発生がないよう、安全管理に十分努めること。
 - (9) 供用開始の日（以下「供用開始日」という。）から、5年間以上継続して運営すること。
 - (10) 公衆喫煙所の設置について、あらかじめ当該公衆喫煙所の近隣の居住者、自治会、商店会等に周知し、その理解が得られていること。
 - (11) 市が公衆喫煙所として周知することに同意すること。
 - (12) 啓発物の掲示その他の方法により、市が行う喫煙対策に協力するよう努めること。
 - (13) 健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第5号に掲げる第一種施設に該当する場所に設置されるものでないこと。
 - (14) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及びこれらに類する事業を営む場所に設置されるものでないこと。
 - (15) 各種法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること。
- 2 公衆喫煙所の維持管理の助成対象となる公衆喫煙所は、前項各号の要件を全て満たしているものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（助成対象経費及び助成期間）

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、公衆喫煙所の設置に係る経費（以下「設置経費」という。）及び公衆喫煙所の維持管理に係る経費（以下「維持管理経費」という。）とし、それぞれ別表第2の助成対象経費の欄に掲げるものを対象とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 設置経費に係る助成は、1回に限り申請することができる。
- 3 維持管理経費に係る助成は、供用開始日から起算して5年間分の経費につき行うものとする。この場合において、当該助成に係る申請は、1年度ごとに1回ずつ申請するものとし、当該申請を行おうとする日の属する年度の末日までに行うものとする。

(助成の金額)

第5条 助成は予算の範囲内で行うものとし、別表第2の設置経費及び維持管理経費の区分に応じ、それぞれ設置場所、助成率、助成限度額等を定めるものとする。

2 公衆喫煙所の設置等（設置及び維持管理をいう。以下同じ。）について国、地方公共団体その他の公共団体から助成を受けている場合は、当該助成を受けた金額を控除した額に基づき、助成額を算定するものとする。

3 前2項の規定により、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公衆喫煙所設置等助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、申請するものとする。

(1) 公衆喫煙所設置等・運営計画書（第2号様式）

(2) 公衆喫煙所の設置等をしようとする土地又は建物（以下「対象土地等」という。）に係る発行後3月以内の登記事項証明書（対象土地等の所有者が申請する場合に限る。）。ただし、当該対象土地等が数人の共有に属する場合にあっては、登記事項証明書及び同意書（第3号様式）（当該対象土地等に公衆喫煙所の設置等をする事についての申請者以外の共有者全員が同意したものに限る。）

(3) 賃貸借契約書等の写し（対象土地等の使用者（対象土地等の所有者を除く。以下同じ。）が申請する場合に限る。）及び同意書（対象土地等の使用者が申請する場合において、当該対象土地等の所有者が同意したものに限る。ただし、対象土地等が共有状態にあるときは、共有者全員が同意したものに限る。）

(4) 公衆喫煙所の場所の周辺の地図

(5) 公衆喫煙所の案内図、配置図、平面図及び立面図（以下これらを「案内図等」という。）

(6) 工事に関する仕様書その他公衆喫煙所の設置に係る工事の区域及び内容が分かる図面等（設置経費に係る申請の場合に限る。）

(7) 公衆喫煙所の場所の現況写真

(8) 公衆喫煙所の設置経費の見積書の写し（設置経費に係る申請の場合に限る。）

(9) 維持管理経費の予定金額の内訳及びその算定根拠が分かる書類（維持管理経費に

係る申請の場合に限る。)

(10) この要綱に基づく助成金以外に助成金、補助金等が支払われている場合にあつては、その内容及び内訳が分かる書類

(11) 申請の日の属する年度の前年度分の市民税等を滞納していないことを証する書類

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項各号に規定する書類を提出するに当たっては、事前に市に協議するものとする。

(助成の決定等)

第7条 前条の規定による助成金の申請があつた場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査のうえ、速やかに助成金の交付の可否を決定し、助成金を交付すべきものと認めたときは、公衆喫煙所設置等助成金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付と認めたときは、公衆喫煙所設置等助成金不交付・取消決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成の条件)

第8条 助成金の交付の決定に当たり、法令及び予算で定める助成金の交付の目的を達成するために必要があると判断したときは、必要な条件を付するものとする。

(決定を受けた内容の変更等)

第9条 第7条の規定による助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は交付決定の内容を変更し、又は助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ当該変更又は中止若しくは廃止に関する資料を添付して、公衆喫煙所設置等助成金交付決定内容変更・中止・廃止申請書（第6号様式）により申請し、審査を受けるものとする。ただし、当該変更のうち助成対象の経費の配分の変更又は助成事業の内容を変更する場合であつて、軽微なものについては、この限りでない。

2 前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請を行った交付決定者に対し、公衆喫煙所設置等助成金交付決定内容変更・中止・廃止承認書（第7号様式）により通知するものとする。

(遂行勧告等)

第10条 市長は、交付決定者による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、公衆喫煙所の設置等が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対し、これ

らに従って当該助成事業等を遂行すべきことを勧告するものとする。

- 2 交付決定者が前項の勧告に違反したときは、交付決定者に対し、公衆喫煙所の設置等の一時停止を求めるものとする。
- 3 市長は、前項の規定により公衆喫煙所の設置等の一時停止を求める場合において、交付決定者が交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を別に指定する日までにとらないときは、第15条第1項第5号に定めるところにより当該交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 交付決定者は、交付決定のあった日の属する年度の末日までに、公衆喫煙所設置等助成金実績報告書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して報告するものとする。

- (1) 設置等をした公衆喫煙所の案内図等（交付決定者が既に提出している公衆喫煙所の案内図等であってその内容に変更がない場合を除く。）
- (2) 公衆喫煙所の助成対象経費に係る契約書、領収書その他助成対象経費の支払を確認することができる書類（経費の内訳等）の写し
- (3) 公衆喫煙所の全景及び公衆喫煙所の主要な部分を確認することができる写真（設置経費に係る申請を行った場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金額の確定等)

第12条 前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金の額を決定のうえ、公衆喫煙所設置等助成金交付額確定通知書（第9号様式）により当該報告を行った交付決定者（以下「報告者」という。）に通知するものとし、適当でないと認めたときは、報告者に対し、公衆喫煙所設置等助成金実績報告書の補正を求めるものとする。

(助成金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、公衆喫煙所設置等助成金交付請求書（第10号様式）を提出し、助成金を請求するものとする。

(是非のための措置)

第14条 第12条の規定による審査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、報告者に対し、これに適合するための措置を求めるものとする。

2 第10条の規定は、前項の規定による求めによっても報告者が必要な措置を講じない場合について準用する。この場合において、同条中「交付決定者」とあるのは「報告者」と読み替えるものとする。

(決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第2条に規定する助成の対象者でなくなったとき又は交付決定の対象となる公衆喫煙所が第3条各号掲げるに要件を欠くことになったとき。
- (4) 第9条の規定により交付決定の内容を変更し、又は助成事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (5) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件、この要綱に基づく求め又は各種法令に違反したと認められるとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第1項の規定により交付決定を取り消したときは、速やかに公衆喫煙所設置等助成金不交付・取消決定通知書により当該取消しを受けた交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 前条第1項の規定により交付決定が取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金を交付した者（以下「助成対象者」という。）に対し、公衆喫煙所設置等助成金返還請求書（第11号様式）により期限を定めて、その返還を求めるものとする。

2 前項の場合において、前条第1項第4号に掲げる取消事由に該当するとき（助成金の交付があった後に公衆喫煙所の設置等を廃止したときに限る。）の助成金の返還の額は、供用開始の日から取消事由の発生日までの経過期間に応じて、別表第3の経過期間の欄に掲げる区分ごとに、支給を受けた助成金の額に、返還割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、返還割合の算定の方法が、別表第3の定めるところにより難しいものについては、別途調査を行い、これに基づき算定した額の返還を求めるものと

する。

(違約加算金及び延滞金)

第17条 第15条第1項(第3号及び第4号掲げる事由を除く。)の規定により助成金の決定の全部又は一部を取り消し、助成金の返還を求めたときは、当該助成金の返還を求められた助成対象者(以下「返還助成対象者」という。)に対し、その求めに係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約加算金の納付を求めるものとする。

2 前項の規定により助成金の返還を求めた返還助成対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を加算するものとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

4 第1項及び第2項の規定による違約加算金又は延滞金の算定に当たり、当該違約加算金又は延滞金の額が100円未満であったときは、これを徴収しないものとし、当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(違約加算金の計算)

第18条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を求めた場合において、返還助成対象者の納付した金額が返還を求めた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 第17条第2項の規定により延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付した額を控除した額によるものとする。

(他の助成金等の一時停止等)

第20条 返還助成対象者に対し助成金の返還を求め、当該返還助成対象者が当該返還を求めた助成金、違約加算金又は延滞金(以下「返還助成金等」という。)の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき助成金その他給付すべき金銭(以下「給付金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金等と返還助成金等とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第21条 助成対象者は、この要綱に基づく助成によって取得し、又は効用を増加した財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成金の交付の目的、交付額又は公衆喫煙所の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境資源循環部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

設備の要件等	
共通事項	<ol style="list-style-type: none">1 公衆喫煙所の出入口に、その場所が喫煙をすることができる場所である旨及び20歳未満の者の立入りが禁止されている場所である旨が、外国人を含め、誰でもその内容を理解することができる標識を掲示すること。2 法令等で規定する基準を満たしたものであること。3 床面積が5平方メートル以上で収容人員が4人以上であること。4 運営時間外は、立入りができないよう管理すること。
屋内型 (喫煙室等)	<ol style="list-style-type: none">1 出入口を除き、壁及び天井で囲まれた密閉型の構造物であること。2 喫煙所があることが分かるように建物の入口等に表示すること。3 公衆喫煙所の境界部における非喫煙区域から公衆喫煙所に向かう気流の確保（公衆喫煙所の入口における非喫煙区域から指定喫煙場所に向かう風速が秒速0.2メートル以上の気流の確保等をいう。）等のたばこの煙が非喫煙区域に流出することがないようにするための措置が講じられていること。

	<p>4 たばこの煙を屋外に排出することができること。ただし、給排気設備等を設け、同設備を介し、排煙が近隣の居住施設、人通りの多い区域及び非喫煙区域等に流入しないよう配慮されていること。</p> <p>5 上記3及び4の要件を満たしていない場合、喫煙所から、非喫煙スペースに向けてたばこの煙が流れないこと及び室内に煙が滞留しないこと等の対策が取られていること。</p>
<p>屋外閉鎖型 (コンテナ等)</p>	<p>1 近くを通行する者等に容易に受動喫煙を生じさせることがないように、非喫煙区域から区画されており、専ら喫煙のために利用される場所であること。</p> <p>2 壁面及び天井により構成される密閉型の構築物であること。</p> <p>3 近隣の建物の入口、窓等の開口部及び人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮していること。</p> <p>4 公衆喫煙所の境界部における非喫煙区域から公衆喫煙所に向かう気流の確保（公衆喫煙所の入口における非喫煙区域から指定喫煙場所に向かう風速が秒速0.2メートル以上の気流の確保等をいう。）等、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>5 たばこの煙を屋外に排出することができること。ただし、給排気設備等を設け、同設備を介し、排煙が近隣の居住施設、人通りの多い区域及び非喫煙区域等に流入しないよう配慮されていること。</p>
<p>屋外開放型 (パーテーション等)</p>	<p>1 近くを通行する者等に容易に受動喫煙を生じさせることがないように、非喫煙区域から区画されており、専ら喫煙のために利用される場所であること。</p> <p>2 近隣の建物の入口、窓等の開口部及び人の往来が多い区域</p>

	<p>から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮していること。</p> <p>3 壁については、2メートルから3メートル程度の高さがあること。</p> <p>4 出入口には、方向転換のためのクランクを設けること。この場合において、可能な限り2回以上のクランクを設けること。</p> <p>5 四方の壁の下部に、10センチメートルから20センチメートル程度の給気用の隙間があること。</p> <p>6 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること。</p> <p>7 可能な限り付近の地面より高い位置に設置されること。</p>
--	--

別表第2（第4条・第5条関係）

助成対象経費	タイプ	設置場所	助成率	助成限度額
設置経費 (工事費、設備費、 備品費、機械装置費 等)	屋内型 屋外閉鎖型	公道又はデッキを基 準にした1階部分又 は2階部分	100分の 100	1,000万円
		上記以外	100分の 75	750万円
	屋外開放型	公道又はデッキを基 準にした1階部分又 は2階部分	100分の 100	400万円
		上記以外	100分の 75	300万円

助成対象経費	面積	設置場所	助成率	助成限度額
維持管理経費 (電気料金、空気清浄機等機器類の保守、火災保険料、清掃、ごみ処理委託経費、賃料等)	5平方メートル～7.5平方メートル未満	公道又はデッキを基準にした1階部分又は2階部分	100分の100	1年当たり 120万円
	7.5平方メートル～10平方メートル未満			1年当たり 180万円
	10平方メートル～			1年当たり 240万円
	5平方メートル～7.5平方メートル未満	上記以外	100分の75	1年当たり 90万円
	7.5平方メートル～10平方メートル未満			1年当たり 135万円
	10平方メートル～			1年当たり 180万円

- ※ 助成額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- ※ 年度の途中において公衆喫煙所を設置、中止若しくは廃止した場合の維持管理経費の助成限度額は、日割りをもって計算する。この場合において、1年当たり365日として計算するものとし、じゅん年の日を含む期間についても同様とする。
- ※ 助成対象経費に消費税及び地方消費税は含めない。
- ※ 維持管理経費において、当該経費のうちに占める公衆喫煙所に係る経費の割合が明確でないときは、賃貸借契約書等に基づき、建物敷地の面積と公衆喫煙所が占める面積とを案分した割合で算定する。

別表第3（第16条関係）

経過期間	返還割合
4年以上5年未満	設置経費に係る助成額の1/5に相当する金額を返還する。
3年以上4年未満	設置経費に係る助成額の2/5に相当する金額を返還する。
2年以上3年未満	設置経費に係る助成額の3/5に相当する金額を返還する。
1年以上2年未満	設置経費に係る助成額の4/5に相当する金額を返還する。
1年未満	設置経費に係る助成額全額を返還する。

※ 返還額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

※ 経過期間とは、公衆喫煙所の供用開始日から取消し又は変更事由の発生日までの期間とする。